

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月15日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社大田花き
【英訳名】	Ota Floriculture Auction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 磯村 信夫
【本店の所在の場所】	東京都大田区東海二丁目2番1号
【電話番号】	03(3799)5571
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 金子 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区東海二丁目2番1号
【電話番号】	03(3799)5571
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 金子 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第23期 第1四半期 累計期間	第24期 第1四半期 累計期間	第23期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(千円)	6,242,554	5,820,792	25,945,037
経常利益(千円)	68,338	65,381	247,241
四半期(当期)純利益(千円)	40,052	38,313	145,313
持分法を適用した場合の投資利益 (は損失)(千円)	15,800	44	9,986
資本金(千円)	551,500	551,500	551,500
発行済株式総数(株)	5,500,000	5,500,000	5,500,000
純資産額(千円)	4,144,520	4,238,233	4,249,781
総資産額(千円)	5,831,855	5,884,178	5,839,842
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	9.12	7.68	30.04
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	10.00
自己資本比率(%)	71.1	72.0	72.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	131,966	51,860	254,295
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	12,861	106,469	228,254
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	623,752	9,972	570,250
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,593,982	2,466,331	2,421,694

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は潜在株式がないため記載しておりません。
4. 四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災による電子部品等の生産ストップからサプライチェーンが寸断され、電子機器や自動車等の輸出にブレーキがかかり、貿易収支は悪化しました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故が原因で、福島県・北関東・千葉県産の農水産物だけでなく、神奈川県や静岡県のお茶からも国の暫定規制値を超える放射性物質が検出され、農水産物の出荷停止や風評被害等が、日本経済だけでなく市民生活においても不安材料として次々と出てきた3ヶ月でした。

花き業界においては、4月、5月は原油高と低温の影響により、ハウス物と露地物は、ともに10日から2週間ほど出荷時期が後ろにずれ込みました。一部作付けを花から野菜にシフトした生産者もいて、地域によってバラつきはあるものの、日本全体では前年比90～95%の生産量となりました。

販売面では、震災直後こそ、水や食料の確保で花どころではないといった店頭の動きでしたが、ゴールデンウィーク直前には消費が少しずつ戻ってきたと実感でき、母の日の需要期には間に合いました。しかし、結婚式は依然自粛で少なく、また原発問題で外国人旅行者などが減少しているためにホテルやレストラン等からの需要が停滞し、高級な切花の単価が振るいませんでした。しかし節電のため、グリーンカーテンを作って夏を乗り切ろうと、ゴーヤやアサガオ等つる性植物が人気となり、鉢物だけでなく鉢物の需要全体を押し上げました。

このような状況の中わが社は、第一の購買層として、自粛とはあまり考えない団塊ジュニアを想定し、バラやダリアを中心とする若い世代向けの品揃えにしました。4月はこれらの他、お彼岸にお墓参りに行けなかった方々向けに、仏花の材料を厚くしました。母の日需要期には「つながり」「日本の伝統的文化や慣わし」から、シンプルに赤いカーネーションの切花・鉢物を中心とした品揃えにし、鉢物ではさらにアジサイも加え販売しました。小売の店頭でも本年はカーネーション類の人気が高く、天候異変で輸入品が少なかったこともあって、母の日直前の市までカーネーションの切花・鉢物は高値で取引されました。震災の影響で出足が悪かったため、例年に比べると90～95%の実績となった小売店が多かったものの、生花店が自信を取り戻した平成23年母の日需要期でありました。6月は出荷量がやや少なく、単価が上がって、前年を超える取扱金額となりました。このことは当社が、産地の協力を得て、花の中核市場として役割を果たすことができた結果といえます。

以上の結果、当第1四半期累計期間（平成23年4月～6月）の業績は、売上高5,820,792千円（前年同四半期比6.8%減）となり、内訳をみますと、切花の取扱高5,127,643千円（前年同四半期比7.7%減）、鉢物の取扱高670,264千円（前年同四半期比1.2%増）、付帯業務収益22,885千円（前年同四半期比4.1%減）となりました。利益につきましては、営業利益48,936千円（前年同四半期比15.0%減）、経常利益65,381千円（前年同四半期比4.3%減）、四半期純利益38,313千円（前年同四半期比4.3%減）と減収減益となりました。

切花、鉢物に関する品目別の概況は次の通りです。

切花

キク類	売上金額	905,135千円（前年同期比14.6%減）
	取扱数量	21,153千本（同 0.8%増）

・輪菊では、前年に高騰した白菊が、今年は例年並みかそれを下回る相場で推移しました。これは、周年産地を中心に前年並の安定した入荷量があったにもかかわらず、例年に比べると大きな葬儀が少なく、需要が減少したためです。色菊は作付け量の減少や生育遅れなどによって、4月から5月にかけては、前年をやや下回る入荷量となりましたが、白菊同様、需要が少なかったため、需要に見合った相場展開となりました。

・小菊においても、仏花などの需要が少なく4月、5月と相場が低迷しました。小売などにおいても販売環境は厳しく、そのため産地において、下位等級品を中心に出荷の調整をする動きもありました。6月は産地が切り替わるタイミングで、品薄感があったことから引き合いが強まりました。

・スプレー菊も、前年と同程度の入荷量となりましたが、大きな需要はなく、前年に比べると相場は低迷しました。しかし、5月の後半から6月にかけては、国産品が少なかったことや小菊の品薄感もあり、安定した取引が続き、前年をやや上回る販売金額を達成しました。

洋ラン・バラ・カーネーション	売上金額	1,452,083千円（前年同期比 3.4%減）
	取扱数量	24,778千本（同 0.7%減）

・バラは、震災後の4月、計画停電や自粛ムードなどもあり、婚礼やイベント関連でのキャンセルが多く、販売が振るいませんでした。相場も前年に比べると低迷したために、産地サイドとしても、積極的に出荷しようという動きではなく、入荷量も減少しました。5月に入ると、母の日需要に加え、イベント需要なども次第に回復をし、相場も戻り始めたため、前年並の取扱数量、販売金額となりました。6月もブライダル需要はそれほど多くはありませんでしたが、フェアを開催する専門チェーン店などもあり、安定した取引となりました。

・スタンダードタイプのカーネーションのうち、国産品は安定した入荷となりましたが、輸入品においては、震災後の需要を見極めようとする動きもあり、4月の入荷量は減少しました。母の日においては、事前の注文こそ少なめでありましたが、実際になると動きが活発で、そのため価格が上昇しました。母の日の後は、国内の産地が切り替わる時期であります。開花が遅れていた暖地からの出荷が続いていること、夏場の主力産地となる高冷地の商品も出始めたことで、前年を大きく上回る潤沢な入荷となりました。しかし、産地ごとにメリハリの利いた相場となったことで大きく値崩れすることなく、また、他品目の品薄による代替品としての需要もあり、6月の販売金額は前年を上回りました。スプレータイプのものは仏花として使われる頻度が高いですが、仏花需要が低迷していたため厳しい販売状況でした。

・洋ラン類では、デンファレが天候の影響で入荷量が減少したにもかかわらず、仏花需要の低迷を受け販売が伸び悩みました。6月に入ると入荷量が徐々に増加し、また、イベント需要などが持ち直したこともあり、前年並の取引となりました。オンシジュームも4月は、仏花需要に加え、ブライダル、イベント需要の低迷を受け、高価格帯の品種を中心に販売が振るいませんでした。しかし、5月以降は、少しずつ需要が回復したことで、上位等級品を中心に安定した取引となりました。結果的に会計期間トータルでみると、前年並の取扱数量、販売金額となりました。

球根類	売上金額	829,541千円（前年同期比 7.5%減）
	取扱数量	10,872千本（同 1.4%増）

・テッポウユリは前年を上回る入荷量となりました。これは、低温などにより開花が遅れたことで、3月に出荷を予定していたものが4月以降に出荷されたためです。5月以降も冬場の主力産地からの出荷が続く中、夏の主力産地からの出荷が始まったことで、潤沢な入荷となりました。このことに加え、仏花需要が振るわなかったこともあり、相場は低迷しました。オリエンタルユリは前年並の入荷量で、母の日にはピンク系を中心に引き合いがありました。自粛ムードの中、目立った需要もなく厳しい販売状況でした。

・アルストロメリアは、前年をやや上回る入荷が続きました。そのため、4月は他品目同様に厳しい販売状況でしたが、母の日需要期にかけてやや上向き、6月を迎えると高冷地からの出荷も始まり、業務需要を中心に白・ピンク系の引き合いが強まりました。

・カラーは、4月は前年を上回る入荷量となったことに、自粛ムードが相まって厳しい販売となりました。5月から6月にかけては、やや数量が不足したため、母の日やブライダル関連の需要により堅調な取引となりました。また販売促進として、専門チェーン店でフェア開催を提案するなどしたことも、安定した取引へ繋がりました。

・季節商材では、スズランが、5月1日の「スズランの日」前後にフェアを開催する小売りも多く、年々取扱いが増えています。本年においても入荷量、販売金額ともに増加しました。端午の節句には、花菖蒲の需要も増えますが、前年を下回る入荷量となったことで引き合いが強くなり、安定した取引となりました。

草花類	売上金額	1,339,646千円(前年同期比 8.7%減)
	取扱数量	27,850千本(同 6.5%減)

・トルコギキョウは生育期の低温が影響し、各産地とも開花の遅れから期間を通して入荷量がやや減少しました。販売面では、震災後の自粛ムードなどが残る4月には、相場は低迷しましたが、5月の母の日では、活発な取引となりました。それ以降は、夏に向けて今年度の出荷が始まった高冷地のものは堅調な取引となり、メリハリの利いた相場展開となりました。ブライダル需要においては、大輪系に人気が集まる傾向にあります。

・カスミソウも、6月になると夏にかけての主力産地である高冷地からの出荷が増えますが、冷え込みの影響に加え、震災のため作付け時期が遅れるなどした産地もあり、供給量が不足、葬儀需要などを中心に引き合いが強まりました。

・ガーベラも4月は他品目同様、厳しい販売状況でした。しかし4月18日の「ガーベラの日」には仲卸や量販店などでフェアを開催するところもあり、受注が増えました。母の日にもピンク系を中心に安定した取引となりました。母の日以降は改植時期であることや天候の影響から入荷量が減少、小売向けの販売は厳しい状況でしたが、ブライダルなど業務向けは安定した価格での取引となりました。

・季節商材では、シャクヤクが、露地物の出荷時期にやや遅れが見られました。加えて、季節商材として人気が高いことから堅調な取引となりました。デルフィニュームは、高冷産地で開花が大幅に遅れたため品薄となり、ブライダル需要を中心に引き合いが強まりました。ヒマワリは初夏の季節商材として、また、父の日の定番アイテムとして、需要が活発でした。前年に比べるとやや作付け量も少なかったため、引き合いが強く、本格的な夏を前に堅調な取引となりました。

枝物・葉物	売上金額	601,236千円(前年同期比 4.6%減)
	取扱数量	13,299千本(同 5.2%減)

・葉物は、震災間もない頃に、相場が不安定だったこともあり、輸入品を中心に出荷を見極めようとする動きもあり、入荷量が減少しました。5月以降は需要が少しずつ戻ってきたこともあり、前年並の入荷量となりました。6月には梅雨前線や台風により、降雨量が例年以上であったことが原因で、国内の主力産地からの入荷が減少するなどしたため、品薄感から安定した取引となりました。

・枝物は4月、ヒペリカムなどの輸入品が葉物同様、震災後の不安定な相場のために入荷量が減少しました。また春先の低温、冷え込みといった天候の影響で、季節商材などには出荷が遅れるものもあり、全体的にやや少なめの入荷量となりました。そのため品薄感から安定した取引となりました。

鉢物

鉢物	売上金額	670,264千円(前年同期比 1.2%増)
	取扱数量	3,282千鉢(同 1.8%増)

・洋ラン類は、年度初めや6月後半の叙勲、株主総会といった一部の需要以外には目立った動きがありませんでした。主力であるファレノは、生産減少もあり、相場こそ前年を上回りましたが、数量減をカバーできるほどではありませんでした。

・花鉢では、カーネーションやアジサイといった母の日ギフト商材が、切花同様、事前の予約販売やカタログ販売などが振るわず、受注量は減少しました。しかし、間際の駆け込み需要は旺盛で、母の日前日まで強めの相場となりました。

・大鉢を中心に販売が低迷していた観葉植物ですが、品揃えの強化に取組み、また、フェアを開催するなどしたこと、前年を上回る販売金額となりました。

・天候が穏やかだったこともあり、4月から5月にかけては、ガーデニング需要や花壇等の植え込み需要が活発で、苗木類の入荷量、販売金額はともに増加しました。また節電による影響から、今年は特にゴーヤなどのグリーンカーテン関連の商材への注目が高まったことで、これらを中心に堅調な取引となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して44,335千円増加し、5,884,178千円となりました。その主な内訳は資産につきましては、現金及び預金の増加144,637千円、売掛金の増加123,063千円、有価証券の減少100,000千円であります。

負債につきましては、前事業年度末と比較して55,884千円増加し、1,645,945千円となりました。その主な内訳は、受託販売未払金の増加32,287千円であります。

純資産につきましては、前事業年度末と比較して11,548千円減少し、4,238,233千円となりました。これは利益剰余金が11,548千円減少したことによるものであります。

(3) キュッシュ・フローの状況

当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加等により減少した資金は51,860千円（前年同四半期は増加した資金131,966千円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、収入面では定期預金の払戻による収入100,000千円、有価証券の売却による収入100,000千円等、支出面では定期預金の預入による支出100,000千円等により増加した資金は106,469千円（前年同四半期比727.8%増）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により減少した資金は9,972千円（前年同四半期は増加した資金623,752千円）となりました。

この結果、当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末より44,637千円増加し、2,466,331千円となっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

当社は平成20年5月16日に開催しました取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）を導入することを決定し、その有効期間は同年6月21日に開催の第20回定時株主総会終結の時までとされておりましたが、株主の皆様にご承認をいただきましたので更新いたしました。

更新後の旧プランの有効期間は、平成23年6月25日開催の当社第23回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされており、当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、旧プランの導入以降の法令改正等を踏まえ、平成23年5月27日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）と致しました。そして、本定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきましたので、本プランを更新しております。

導入の目的

本プランは、当社株券等の大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としております。

本プランの概要

()本プランの発動に係る手続き

(a)対象となる買付等

本プランは、以下のイ又はロに該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

イ．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

ロ．当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力ある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを合わせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りま。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

()新株予約権の無償割当による本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合など、本プラン所定の要件を充足する場合には、独立委員会の勧告を得た上で、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して、保有株式1株につき1個の割合を上限として、無償で割り当てます。

()本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの合理性を高めるための仕組み

()買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足し、また株式会社大阪証券取引所（旧株式会社ジャスダック証券取引所）の「企業行動規範に関する規則」の第11条に定める遵守事項を全て充たしています。

()株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の皆様意思を反映させるため、本定時株主総会での、当社定款第19条に基づく当社取締役会への新株予約権無償割当に関する事項の決定の委任に関する株主の皆様承認を条件として更新しました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとしています。

さらに本プランには、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

()独立委員会による判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

(a)独立委員会の判断の重視

本プランの発動については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会の勧告を必ず経ることとされています。本プラン更新時の独立委員会の委員は、独立委員会規則の従い、当社経営陣から独立性の高い社外取締役や社外有識者から構成される社外取締役3名から構成されております。

<独立委員会委員>

- ・社外取締役：川田 一光（東京青果株式会社 代表取締役社長）
- ・社外取締役：大西 一三（株式会社なにわ花いちば 取締役会長）
- ・社外取締役：内田 善昭（公認会計士・税理士）

また、その判断の概要については株主の皆様情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(b)第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現した場合に、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(c)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(d)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営成績に重要な影響を与える主な要因として、天候と原油高による影響があります。花きの商品価値は供給・需要双方で天候の影響を受けるため、天候により需給バランスが崩れ取引量や取引価額に影響する場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。これに対し当社は、生産者との連携を強化するとともに、需給双方への情報発信を行い、適材適所で商品提供を行って参ります。

また、原油高による生活関連物資の値上がりは、嗜好品である花きの消費意欲を減退させる可能性は否定できません。さらに、原油高による物流費の値上がりは、花きの流通量を低下させる要因となり得ます。これに対し当社は、購買層への消費拡大を目指し付加価値の高い商品提案を行うとともに、集荷力を高め荷揃えを徹底し、コストを抑えた効率的な物流を行って参ります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、営業活動によって51,860千円の資金を使用し、投資活動によって106,469千円の資金を得て、財務活動によって9,972千円の資金を使用しました。当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ44,637千円増加し2,466,331千円となりました。

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入資金、販売費及び一般管理費の営業費用であり、また、当社の事業の特性上、回収、支払サイクルが他業種に比べて短く、流動性は極めて高くなっております。

(8) 経営者の問題提議と今後の方針について

花き業界の見通しとしましては、生産業者・流通業者・小売業者の各業者が、原油高に伴う諸経費の値上がりを吸収できる新しい商品やサービスの開発運用をいかに行うかに競争での生き残りが掛かると予想されます。また、食品業界から伝播した安心・安全保証の動きから「顔の見える」農作物への需要が高まるとともに、運賃コスト回避による道州制への動きが相まって、地産地消がさらに活発になると考えます。

当社は、拠点市場としてのせり前集散機能の強化、関東最大の花市場としてのせり機能の強化に努めて、業容を拡大して参りたいと存じます。収益面においては、まずせり前取引の分荷における生産性のアップ、次いで的確な設備を通じ物流力に磨きをかけ、運命共同体である産地と一体化して生産振興に努め、「創って作って売る」という拠点市場としての役割を果たして参りたいと存じます。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,500,000	5,500,000	大阪証券取引所 JASDAQ(スタン ダード)	単元株式数 1,000株
計	5,500,000	5,500,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	5,500,000	-	551,500	-	389,450

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）現在で記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 513,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,986,000	4,986	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	5,500,000	-	-
総株主の議決権	-	4,986	-

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社大田花き	東京都大田区東海 2丁目2番1号	513,000	-	513,000	9.33
計	-	513,000	-	513,000	9.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、興亜監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.8%
売上高基準	1.7%
利益基準	3.8 %
利益剰余金基準	0.0 %

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,421,694	2,566,331
売掛金	1,107,058	1,230,121
その他	272,284	179,418
流動資産合計	3,801,036	3,975,872
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	164,825	161,320
工具、器具及び備品(純額)	202,700	188,917
その他(純額)	125,167	132,063
有形固定資産合計	492,693	482,301
無形固定資産	67,603	60,313
投資その他の資産		
関係会社株式	603,735	603,735
長期前払費用	189,715	184,088
その他	727,551	620,323
貸倒引当金	4,892	4,856
投資損失引当金	37,600	37,600
投資その他の資産合計	1,478,508	1,365,691
固定資産合計	2,038,806	1,908,306
資産合計	5,839,842	5,884,178
負債の部		
流動負債		
受託販売未払金	815,942	848,230
買掛金	21,728	20,746
未払法人税等	46,290	29,568
賞与引当金	30,010	42,432
その他	187,014	202,255
流動負債合計	1,100,985	1,143,232
固定負債		
退職給付引当金	160,863	167,913
その他	328,212	334,799
固定負債合計	489,075	502,712
負債合計	1,590,061	1,645,945

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	551,500	551,500
資本剰余金	401,187	401,187
利益剰余金	3,733,827	3,722,279
自己株式	436,733	436,733
株主資本合計	4,249,781	4,238,233
純資産合計	4,249,781	4,238,233
負債純資産合計	5,839,842	5,884,178

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	6,242,554	5,820,792
売上原価	5,630,992	5,251,540
売上総利益	611,561	569,252
販売費及び一般管理費	1 553,977	1 520,315
営業利益	57,583	48,936
営業外収益		
受取利息	819	1,238
受取配当金	6,275	10,500
その他	3,661	4,707
営業外収益合計	10,755	16,445
経常利益	68,338	65,381
特別損失		
リース解約損	107	-
特別損失合計	107	-
税引前四半期純利益	68,231	65,381
法人税等	28,179	27,068
四半期純利益	40,052	38,313

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	68,231	65,381
減価償却費	46,114	34,603
賞与引当金の増減額(は減少)	13,323	12,422
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,380	7,050
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,458	36
受取利息及び受取配当金	7,094	11,738
売上債権の増減額(は増加)	646,872	123,308
仕入債務の増減額(は減少)	507,415	32,731
未収入金の増減額(は増加)	387	154
未払費用の増減額(は減少)	3,175	643
未払金の増減額(は減少)	18,988	32,576
未払消費税等の増減額(は減少)	3,853	4,646
その他	9,979	12,220
小計	241,967	22,245
利息及び配当金の受取額	7,205	11,836
法人税等の支払額	117,206	41,450
営業活動によるキャッシュ・フロー	131,966	51,860
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	100,000
定期預金の払戻による収入	-	100,000
有価証券の売却による収入	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	400	10,539
無形固定資産の取得による支出	1,650	1,310
貸付金の回収による収入	14,911	18,318
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,861	106,469
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	860	-
自己株式の売却による収入	635,644	-
配当金の支払額	7,631	6,581
リース債務の返済による支出	3,399	3,390
財務活動によるキャッシュ・フロー	623,752	9,972
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	768,580	44,637
現金及び現金同等物の期首残高	1,825,402	2,421,694
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,593,982	2,466,331

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

【追加情報】

	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
	当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は
次の通りであります。	次の通りであります。
給与手当 239,279 千円	給与手当 239,446 千円
賞与引当金繰入額 13,323 千円	賞与引当金繰入額 12,422 千円
退職給付費用 13,328 千円	退職給付費用 13,578 千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 2,593,982	現金及び預金勘定 2,566,331
現金及び現金同等物 2,593,982	預入期間が3か月を越える定期預金 100,000
	現金及び現金同等物 2,466,331

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	51,038	12	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年6月14日に第三者割当による自己株式の処分を実施しました。この結果、当第1四半期会計期間において株主資本が623,797千円増加し、当第1四半期会計期間末において株主資本が4,144,520千円となっております。

当第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	49,862	10	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(金融商品関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年6月30日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年6月30日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	(注)1 494,135	(注)1 494,135
持分法を適用した場合の投資の金額 (千円)	(注)2 481,863	483,191
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失()の金額(千円)	(注)2 15,800	44

(注)1. 投資損失引当金37,600千円を直接控除しております。

2. 関連会社において「資産除去債務に関する会計基準」を適用したことにより、前第1四半期累計期間に特別損失を34,050千円計上しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社は、花き卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	9円12銭	7円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	40,052	38,313
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	40,052	38,313
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,389	4,986

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

当社は、平成23年5月27日開催の取締役会において、基準日が前事業年度末に属する配当を次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	49,862	10	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

株式会社大田花き
取締役会 御中

興亜監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柿原 佳孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近田 直裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大田花きの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第24期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大田花きの平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2 . 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。